

**令和5年第3回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和5年9月6日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	5	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	6	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	7	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案	8	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案	9	泉南市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	15



議案第5号補助資料 泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条 泉南市附属機関に関する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
附属機関	担当事務	附属機関	担当事務
(略)		(略)	
泉南市公害対策審議会	市の公害対策についての調査、審議に関する事項	泉南市公害対策審議会	市の公害対策についての調査、審議に関する事項
泉南市ホテル等建築審議会	旅館業又は風俗営業を行う施設の建築についての調査審議に関する事項	泉南市プロポーザル方式による事業者選定委員会	市が実施する事業についてのプロポーザル方式による事業者選定等に関する事項
泉南市プロポーザル方式による事業者選定委員会	市が実施する事業についてのプロポーザル方式による事業者選定等に関する事項	泉南市指定管理者管理運営施設第三者評価委員会	指定管理者管理運営施設の管理運営についての評価に関する事項
(仮称) 泉南市営りんくう公園整備に係るPFI事業者選定委員会	(仮称) 泉南市営りんくう公園整備に係るPFI事業者の選定等に関する事項	(略)	
泉南市指定管理者管理運営施設第三者評価委員会	指定管理者管理運営施設の管理運営についての評価に関する事項	泉南市主要建設事業再評価委員会	市の実施する建設事業の再評価に関する事項
(略)		泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会	泉南市バリアフリー基本構想についての調査、策定に関する事項
泉南市主要建設事業再評価委員会	市の実施する建設事業の再評価に関する事項	泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会	泉南市の都市計画に関する基本方針の策定、調査に関する事項
泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会	樽井駅バリアフリー基本構想についての調査、策定に関する事項		
泉南市新家駅周辺地区バリアフリ	新家駅バリアフリー基本構想についての調		

改正前		改正後	
一基本構想策定等協議会	査、策定に関する事項		
泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会	泉南市の都市計画に関する基本方針の策定、調査に関する事項		

## 第2条 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(略)		(略)	
公害対策審議会委員及び臨時委員	日額 7,500円	公害対策審議会委員及び臨時委員	日額 7,500円
ホテル等建築審議会委員及び臨時委員	日額 7,500円	プロポーザル選定委員会委員	日額 7,500円
プロポーザル選定委員会委員	日額 7,500円	特別職報酬等審議会委員	日額 7,500円
(仮称) 泉南市営りんくう公園整備に係るPFI事業者選定委員会委員	日額 7,500円	(略)	
特別職報酬等審議会委員	日額 7,500円	主要建設事業再評価委員会委員	日額 7,500円
(略)		泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会委員	日額 7,500円
主要建設事業再評価委員会委員	日額 7,500円	都市計画マスタープラン策定等委員会委員	日額 7,500円
樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員	日額 7,500円	(略)	
新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員	日額 7,500円		
都市計画マスタープラン策定等委員会委員	日額 7,500円		

改正前	改正後
(略)	





議案第6号補助資料 泉南市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証又は利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて、書面により市長に申請しなければならない。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を添えて、書面により市長に申請しなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用して必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備で、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>
<p>(印鑑登録証明書の不交付)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条に規定する印鑑登録証明書の交付をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 印鑑登録証又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示がないとき。</p> <p>(3) 印鑑登録者以外の者から利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示があったとき。</p>	<p>(印鑑登録証明書の不交付)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条に規定する印鑑登録証明書の交付をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。</p> <p>(3) 印鑑登録者以外の者から個人番号カードの提示があったとき。</p>
	<p>(4) 個人番号カード又は移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に記録さ</p>

改正前	改正後
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><u>れている利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が失効しているとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>

議案第7号補助資料 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
(略)			(略)		
子どもの安全委員		日額 7,500円	子どもの安全委員		日額 7,500円
いじめ問題対策委員会 委員	委員長	日額 7,500円	いじめ問題対策委員会 委員	委員長	日額 7,500円
	その他の委員	日額 7,500円		その他の委員	日額 7,500円
	重大事態に係る事実関係の調査審議における委員長	日額 50,000円		重大事態に係る事実関係の調査審議における委員長	日額 50,000円
	重大事態に係る事実関係の調査審議におけるその他の委員	日額 7,500円		重大事態に係る事実関係の調査審議におけるその他の委員	日額 9,800円
介護認定審査会委員		日額 18,000円	重大事態に係る事実関係の調査審議におけるその他の委員	会議に出席する場合	日額 9,800円
(略)			重大事態に係る事実関係の調査審議におけるその他の委員	調査、調査により収集した情報の検証等を行う場合	時間額 9,800円
介護認定審査会委員		日額 18,000円	介護認定審査会委員		日額 18,000円
(略)			(略)		



議案第8号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の<u>勤務成績</u>に応じて、それぞれ基準日から起算して6月1日に係るものにあつては30日を超えない範囲内に、12月1日に係るものにあつては15日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、<u>任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況</u>に応じて、それぞれ基準日から起算して6月1日に係るものにあつては30日を超えない範囲内に、12月1日に係るものにあつては15日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、<u>支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>



議案第9号補助資料 泉南市企業立地促進条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) (略)</p> <p>(対象事業者) 第3条 この条例の規定による奨励及び助成措置の対象となる事業者は、本市の区域内に、面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借し、かつ、延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新設、建て替え又は増設し取得する事業者であつて、操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から<u>規則で定める</u>いずれかの事業を行う者（以下「対象事業者」という。）とする。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) (略) <u>(14) 本社機能 事業所が有する機能のうち、総務部門、人事部門、企画部門、経理部門、事業統括部門その他の事業者等の中枢活動をいう。</u></p> <p>(対象事業者) 第3条 この条例の規定による奨励及び助成措置の対象となる事業者は、本市の区域内に、面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借し、かつ、延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新設、建て替え又は増設し取得する事業者であつて、操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から<u>次に掲げる</u>いずれかの事業を行う者（以下「対象事業者」という。）とする。 <u>(1) 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。）</u> <u>(2) 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gに該当する事業をいう。）</u> <u>(3) 運輸業、郵便業（日本標準産業分類に掲げる大分類Hに該当する事業をいう。ただし、中分類番号49に該当する事業を除く。）</u> <u>(4) 卸売業、小売業（日本標準産業分類に掲げる大分類Iに該当する事業をいう。）</u> <u>(5) 学術・開発研究機関（日本標準産業分類に掲げる大分類Lに該当する事業のうち、中分類番号71に該当する事業をいう。）</u> <u>(6) 宿泊業（日本標準産業分類に掲げる大分類Mに該当する事業のうち、細分類番号7511に該当する事業をいい、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び泉南市ラブホテル建築規制条例（昭和57年泉南市条例第2号）第2条に規定する施設を除く。）の用に供する施設をいう。）</u></p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>(指定事業者)</p> <p><u>第4条</u> 対象事業者は、<u>第6条</u>の奨励及び助成措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し申請を行い、その指定を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、<u>第6条</u>の奨励及び助成措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として指定するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定事業者の役割及び責務)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(奨励及び助成措置)</p>	<p>(7) <u>飲食サービス業</u>（日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類番号76及び77に該当する事業をいう。）</p> <p>(8) <u>生活関連サービス業</u>（日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類番号78に該当する事業をいう。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象事業者の特例)</p> <p><u>第4条</u> 対象事業者のうち、前条第1項第7号に規定する飲食サービス業を行う者に関する同項の規定の適用については、同項中「面積が1,000平方メートル以上」とあるのは、「面積が500平方メートル以上」とし、「延床面積が1,000平方メートル以上」とあるのは、「延床面積が200平方メートル以上」とする。</p> <p>(指定事業者)</p> <p><u>第5条</u> 対象事業者は、<u>第7条</u>の奨励及び助成措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し申請を行い、その指定を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、<u>第7条</u>の奨励及び助成措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として次に掲げる区分ごとに指定するものとする。</p> <p>(1) <u>対象事業者のうち次号及び第3号の規定に該当しない指定事業者</u>（以下「第1号指定事業者」という。）</p> <p>(2) <u>対象事業者のうち第3条第1項第6号に規定する宿泊業を行う指定事業者</u>（以下「第2号指定事業者」という。）</p> <p>(3) <u>対象事業者のうち第2条第1項第14号に規定する本社機能を有する事業所を本市の区域内に設置する指定事業者</u>（以下「第3号指定事業者」という。）</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定事業者の役割及び責務)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(奨励及び助成措置)</p>



改正前	改正後
<p><b>第6条</b> 市長は、次の各号に掲げる指定事業者及び土地所有者に対し、当該各号に定める奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、それぞれの奨励金等の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>指定事業者</u> 次条に規定する立地促進奨励金、<u>第8条</u>に規定する雇用促進奨励金及び<u>第9条</u>に規定する水道料金又は下水道使用料助成金</p> <p>(2) <u>土地所有者</u> <u>第10条</u>に規定する土地活用促進奨励金</p> <p>(立地促進奨励金)</p>	<p><b>第7条</b> 市長は、次の各号に掲げる指定事業者及び土地所有者に対し、当該各号に定める奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、それぞれの奨励金等の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>第1号指定事業者及び第3号指定事業者</u> 次条に規定する立地促進奨励金、<u>第9条</u>に規定する雇用促進奨励金及び<u>第10条</u>に規定する水道料金又は下水道使用料助成金</p> <p>(2) <u>第2号指定事業者</u> 次条に規定する立地促進奨励金、<u>第9条</u>に規定する雇用促進奨励金、<u>第10条</u>に規定する水道料金又は下水道使用料助成金及び<u>第12条</u>に規定する地域環境保全対策奨励金</p> <p>(3) <u>土地所有者</u> <u>第11条</u>に規定する土地活用促進奨励金</p> <p>(立地促進奨励金)</p>
<p><b>第7条</b> 市長は、指定事業者が取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を立地促進奨励金として交付するものとする。<u>ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円とする。</u></p> <p>(雇用促進奨励金)</p>	<p><b>第8条</b> 市長は、指定事業者が取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を立地促進奨励金として交付するものとする。<u>ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</u></p> <p>(雇用促進奨励金)</p>
<p><b>第8条</b> 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき<u>10万円</u>を雇用促進奨励金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が<u>200万円</u>を超えるときは、<u>200万円</u>とする。</p> <p>(水道料金又は下水道使用料助成金)</p>	<p><b>第9条</b> 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき<u>20万円</u>を雇用促進奨励金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が<u>1,000万円</u>を超えるときは、<u>1,000万円</u>とする。</p> <p>(水道料金又は下水道使用料助成金)</p>
<p><b>第9条</b> (略)</p> <p>(土地活用促進奨励金)</p>	<p><b>第10条</b> (略)</p> <p>(土地活用促進奨励金)</p>
<p><b>第10条</b> 市長は、指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者</p>	<p><b>第11条</b> 市長は、指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者</p>

改正前	改正後
<p>に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を土地活用促進奨励金として交付するものとする。<u>ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円とする。</u></p> <p>(奨励金等の交付対象期間等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土地活用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して<u>2年度の間とする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(奨励金等の交付決定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を土地活用促進奨励金として交付するものとする。<u>ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</u></p> <p>(地域環境保全対策奨励金)</p> <p>第12条 市長は、第2号指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、<u>周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策のために資すると市長が認める施設及び設備を整備した場合、当該施設等の整備に係る費用に対して、奨励金を交付する。ただし、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</u></p> <p>(奨励金等の交付対象期間等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土地活用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して<u>5年度の間とする。</u></p> <p>4 <u>地域環境保全対策奨励金の交付の対象となる時点は、操業開始日から6箇月を経過した日とする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>地域環境保全対策奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、操業開始日から6箇月を経過した日以後、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(奨励金等の交付決定)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正前	改正後
<p>(交付決定を受けた指定事業者の義務)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(申請内容の変更等)</p> <p><u>第15条</u> 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請を行い、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4条第2項</u>の規定により申請を行った内容に変更が生じたとき。</p> <p>(2) <u>第11条第1項</u>に規定する奨励金の交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(指定又は交付決定の取消し)</p> <p><u>第17条</u> 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者の指定又は当該指定事業者に対して行った奨励金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第15条</u>に規定する市長の承認を得た場合を除くほか、交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 対象事業所において第3条第1項に規定する<u>規則で定める事業</u>のいずれも行わなくなったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>第4条第3項</u>若しくは<u>第13条第2項</u>の規定により付された条件又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(5) <u>第5条</u>に規定する指定事業者の役割及び責務を著しく欠くと市長が認めるとき。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(奨励金等の返還)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>	<p>(交付決定を受けた指定事業者の義務)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(申請内容の変更等)</p> <p><u>第17条</u> 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請を行い、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5条第1項</u>の規定による申請の内容に変更が生じたとき。</p> <p>(2) <u>第13条第1項</u>に規定する奨励金の交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(指定又は交付決定の取消し)</p> <p><u>第19条</u> 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者の指定又は当該指定事業者に対して行った奨励金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第17条</u>に規定する市長の承認を得た場合を除くほか、交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 対象事業所において第3条第1項<u>各号</u>に規定する事業のいずれも行わなくなったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>第5条第3項</u>若しくは<u>第15条第2項</u>の規定により付された条件又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(5) <u>第6条</u>に規定する指定事業者の役割及び責務を著しく欠くと市長が認めるとき。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(奨励金等の返還)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p>

改正前	改正後
<p>(地位の承継) <u>第19条</u> (略)</p> <p>(報告の聴取等) <u>第20条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(委任) <u>第21条</u> (略)</p>	<p>(地位の承継) <u>第21条</u> (略)</p> <p>(報告の聴取等) <u>第22条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(委任) <u>第23条</u> (略)</p>

